

「ポジティブリスト制度」導入の留意事項 内閣府



内閣府食品安全委員会は平成 17 年 4 月 28 日、「ポジティブリスト制度」の導入にあたっての留意事項について厚生労働大臣に意見を述べました。

ポジティブリスト制度は食品中残留農薬、動物用医薬品、飼料添加物のうち、「ポジティブリスト」で残留基準が設定されていないものを一定量以上含む食品の流通を原則禁止する制度です。

食品安全委員会の今回の意見には(1)“暫定基準”を設定すべき物質を見直すこと。その際 ADI(注 1)設定が出来ない物質を慎重に検討すること、(2)食品健康影響の観点からリスク評価を踏まえ、“暫定基準”見直しを行うために、リスク評価計画を策定し食品安全委員会の上承を得ること、(3)「人の健康を損なうおそれがないことが明らか」な物質を規定する場合には物質ごとにその根拠を明確にすること、(4)“暫定基準”を設定する物質については残留検査ができるように公定法を策定すること、(5)ポジティブリスト制度の導入について国民と積極的にリスクコミュニケーションを行うこと、(6)ポジティブリスト制度導入に向けた手続きの各段階で食品安全委員会に報告を行う事 の6点が盛り込まれています。

(注1) 1日摂取許容量:ヒトが一生にわたって毎日取り続けても安全と考えられる量

資料:2005年4月28日付 EIC ネット

技術開発箇所 豎山由美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

